



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年4月28日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	中村 美紀子	内線3069 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

令和5年2月分 毎月勤労統計調査結果

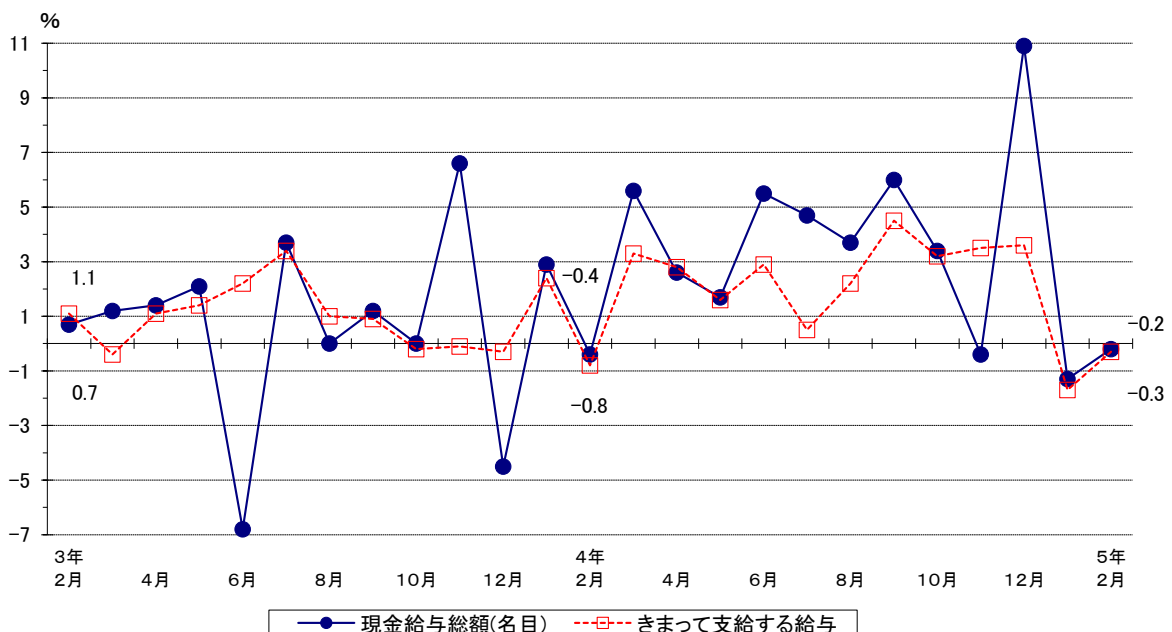
賃金

- ・2月のきまって支給する給与は、規模5人以上で241,463円、前年同月比1.2%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、規模30人以上では265,636円、前年同月比0.3%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で246,969円、前年同月比2.7%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、規模30人以上では267,631円、前年同月比0.2%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	246 969	87.2	1.5	2.7	241 463	1.6	1.2	224 102	0.8	17 361	5 506	3 633		
建設業	373 019	103.2	11.8	13.9	337 925	4.0	3.5	314 030	0.6	23 895	35 094	34 038		
製造業	279 910	88.5	2.9	2.5	277 199	3.6	2.1	252 244	3.2	24 955	2 711	1 317		
卸売業、小売業	222 642	100.1	1.5	7.5	222 581	2.7	8.7	213 604	8.5	8 977	61	△ 2 107		
医療、福祉	247 020	87.5	△0.8	1.2	237 730	0.2	△1.7	225 194	△1.8	12 536	9 290	7 069		
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	267 631	83.2	△0.4	△0.2	265 636	0.6	△0.3	244 887	0.1	20 749	1 995	124		
建設業	380 584	89.1	△3.9	2.4	376 335	△3.0	2.4	355 503	6.8	20 832	4 249	424		
製造業	302 027	89.3	2.5	2.3	300 856	2.3	2.6	270 028	3.7	30 828	1 171	△ 758		
卸売業、小売業	204 089	84.0	0.6	△9.5	204 006	0.7	△9.4	198 311	△8.9	5 695	83	79		
医療、福祉	305 688	91.9	△5.2	6.4	297 283	△0.8	4.9	277 511	4.2	19 772	8 405	4 613		

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



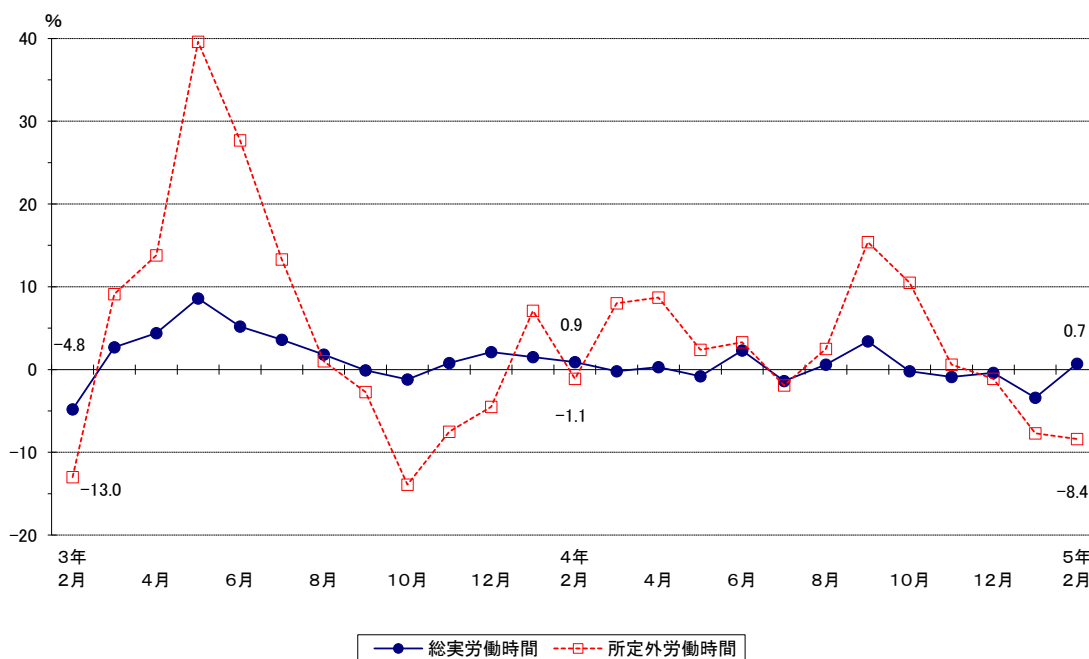
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で134.6時間、前年同月比2.2%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、規模30人以上では142.2時間、前年同月比0.7%増で、5ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で9.4時間、前年同月比3.3%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、規模30人以上では10.9時間、前年同月比8.4%減で、3ヶ月連続で前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出勤日数		
	時間			所定外労働時間				実 数	前月差	前年同月差
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比			
【事業所規模5人以上】 調 査 産 業 計	134.6	98.7	7.8	2.2	9.4	4.4	3.3	17.5	1.2	0.4
建 設 業	173.6	108.4	16.2	10.7	13.9	10.3	59.8	20.9	2.8	1.7
製 造 業	159.9	103.4	16.6	1.1	14.4	6.6	△7.1	19.2	2.9	0.2
卸 売 業、小 売 業	126.1	99.6	6.0	3.8	4.6	12.1	2.2	17.6	0.9	0.5
医 療、福 祉	121.2	93.3	1.4	△0.6	4.5	△6.2	12.5	17.1	0.6	0.1
【事業所規模30人以上】 調 査 産 業 計	142.2	99.9	6.7	0.7	10.9	1.0	△8.4	17.8	1.2	0.3
建 設 業	171.2	107.9	13.6	12.3	16.6	△1.8	△1.8	19.7	2.1	1.8
製 造 業	164.7	105.6	15.4	0.0	16.0	3.9	△10.6	19.2	2.7	0.1
卸 売 業、小 売 業	127.5	100.7	4.5	△1.2	3.3	△5.8	△17.5	17.9	0.9	0.2
医 療、福 祉	133.9	96.7	△1.2	2.4	6.3	△6.0	21.2	17.6	0.2	0.5

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で684,585人、前年同月比0.5%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
また、規模30人以上では372,001人、前年同月比1.7%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で27.7%となり、前年同月差1.7ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	684 585	100.6	0.6	△ 0.5	35.6	1.6	1.80	1.53
建 設 業	38 821	99.3	△ 0.8	△ 3.6	7.4	△ 4.2	0.12	0.96
製 造 業	182 191	102.5	1.3	△ 1.7	16.9	△ 0.3	0.85	0.89
卸 売 業、小 売 業	124 011	102.2	0.6	△ 1.9	47.6	△ 0.9	1.90	1.38
医 療、福 祉	108 655	102.5	1.2	3.1	44.1	2.5	2.36	1.13
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	372 001	101.5	0.9	△ 1.7	27.7	1.7	1.71	1.48
建 設 業	11 004	104.9	△ 0.8	0.1	5.6	△ 3.7	0.43	1.15
製 造 業	131 332	102.9	1.6	△ 1.8	10.0	△ 1.7	0.79	1.05
卸 売 業、小 売 業	49 073	108.2	0.0	△ 4.3	53.5	9.5	1.50	1.54
医 療、福 祉	55 182	96.7	△ 0.1	△ 1.3	29.1	1.3	0.90	0.98

図3 常用雇用の動き（前年同月比）—規模30人以上・調査産業計—

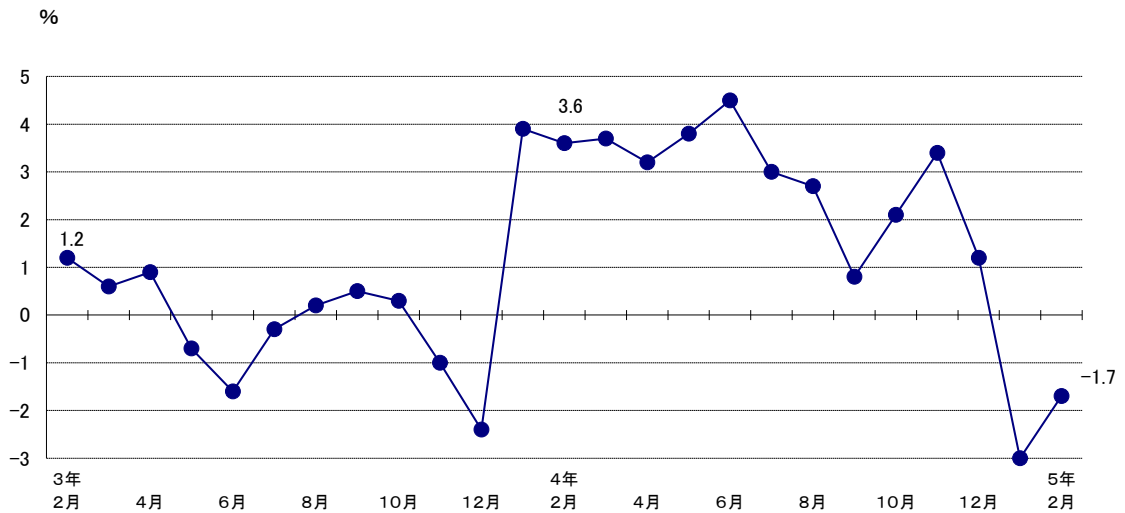
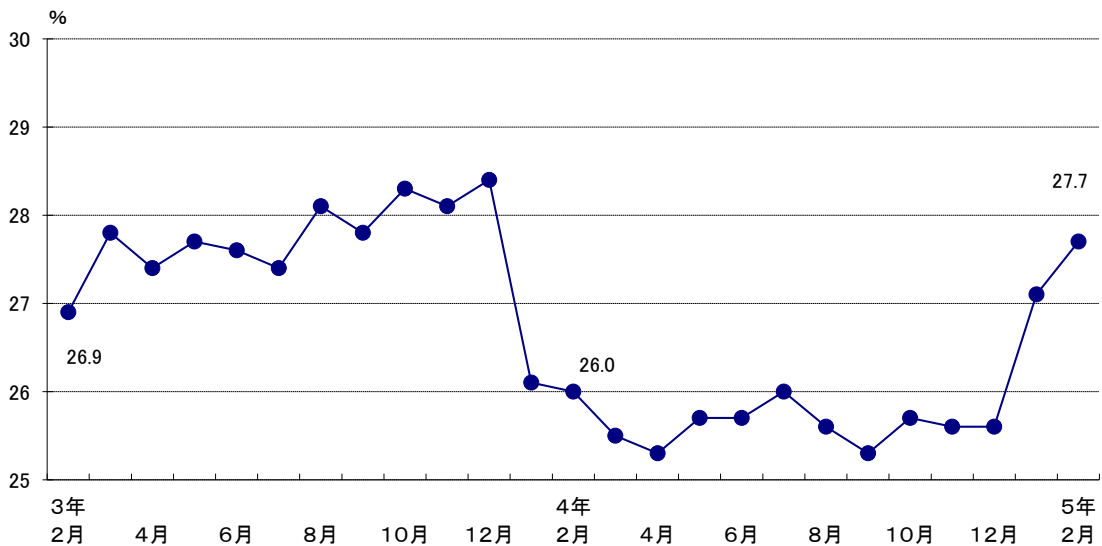


図4 パートタイム労働者比率の動き—規模30人以上・調査産業計—



【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は令和2年平均を100とする令和2年基準を使用。これに伴い、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。
- 2 令和3年12月分までの増減率は平成27年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、令和2年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、令和4年1月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、令和2年（2020年）である。
- 7 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>